法人のお客さまへ

館山信用金庫

インターネットバンキングの不正利用による法人のお客さまへの被害補償の取組みについて

当金庫では、平成 26 年 7 月の全国銀行協会による申し合わせ（法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正な払出しに関する補償のあり方）の趣旨を踏まえ、法人のお客さまが契約されているインターネットバンキングの不正利用被害について、下記のとおり被害補償を行います。

なお、補償に際しましては、お客さまのご利用環境や、当金庫からご案内するセキュリティ対策等への対応状況ならびに警察による捜査結果等を踏まえて個別案件ごとに検討のうえ適切に対応させていただきます。

【被害補償の概要】

1. 補償の内容	インターネットバンキングをご利用の法人のお客さまが預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合に、1契約者あたり年間 1,000 万円を限度に当該被害の補償を実施いたします。
2. 補償の対象	・法人のお客さまがインターネットバンキングを利用するのに必要な顧客情報（顧客情報とは口座番号、ID、パスワード　等）または端末機が盗難に遭い、または紛失し、かつ、不正利用されたこと等により発生した預金等の払出し被害 ・当金庫へのお申出日の 30 日前以降、お申出までの 31 日間に遭われた被害（損害）
3. 補償開始日	平成 27 年 9 月 1 日（火） （注）上記補償開始日以降に発生した被害が補償の対象となります。
4. 補償の対象外または補償額が減額される主な事例	・当金庫が推奨するセキュリティ対策を導入していない場合 ・正当な理由なく、他人に ID 番号、パスワード等の管理を委ねた場合 ・被害に遭われてから 30 日以内にご連絡いただけない場合 ・お客さまが警察に被害届を提出されない場合、調査にご協力いただけない場合 ・他人に強要されたインターネットバンキングの不正使用　等
5. 被害に遭われた場合	万一、身に覚えのない振込履歴などをご確認された場合には、お取引店へご連絡いただくとともに、最寄の警察署へご連絡いただきますようお願い申し上げます。